

こども家庭局が一体的に執務が行える体制の検討

令和5年度りっとう未来創造会議検討内容

こども家庭センターの
家庭児童相談室が庁舎、
母子保健係がなごやかセンター と執務場所が分かれており、一体的な相談支援
機能が発揮できないのではないか。

↓

こども家庭局全体で機能発揮について検討

検討経過

R5.8.28 りっとう未来創造会議 提案

R6.1.31 総合調整会議 市長指示事項 No.63(R5.12.14) 報告

アルプラザ栗東3階（旧ワクチン接種会場）の活用（発達支援課・こども家庭センターのアルプラザ栗東への移動）検討結果について

【意見・指示】

利活用の判断をするための情報が不足しているのではないか。一度先方と話し、改めて結論を出していただきたい。

↓

先方と協議

R6.3.15 総合調整会議 市長指示事項 No.63(R5.12.14) 1.31の報告

結論：アルプラザ栗東への移転は現実的ではない

↓

* 大宝東児童館がアルプラザ栗東へ移転する方向で検討

→ 栗東市社会福祉協議会が大宝東児童館跡に移転

→ ・なごやかセンターの利活用の検討

・家児相のなごやかセンターへ移転の検討

なごやかセンターの利活用の検討

検討結果：・現在、こども家庭センター 母子保健係が健康増進課・発達支援課も含めた窓口の一次対応を行っているが、それぞれ窓口を持つことで、市民対応が向上し、事務負担も軽減できる。

・発達支援課（たんぽぽ教室含む）がボランティアセンター跡に移動するこ

とで、発達支援業務の強化を図ることができる。

- ・ 治田東児童館事務室を地域子育て支援センターと児童館、たんぽぽ教室が事務室を共有しているが、たんぽぽ教室の事務室が移動することで、児童館の機能の幅を持たすことができる。
- ・ 家庭児童相談室の庁舎からの移動は以下の理由によりその機能低下につながる。

[家児相を移動しない理由]

- ①懸念点 なごやかへの移動は長所より短所が多い
 - ・ 多くの関係機関との連携が必要となり、それは庁舎であってこそ成り立つ
 - ・ 保護者が手続きで市役所を訪れた際の接触の機会を逃してしまう
 - ・ 手続きの苦手な保護者も多く、その支援も大切なつながりの一つだが、約束しないと会えなくなる
 - ・ 手続きのために来庁される際に会う約束をしても、約束どおり動けない保護者も多く、その度に庁舎へ移動する必要が生じ効率が悪い
- ②設置要件 本市の実情から家庭児童相談室、母子保健係を別々に配置したとしても、こども家庭センター ガイドライン(令和6年3月 こども家庭庁)の要件をふまえた対応は図れている。
- ③他市の状況 県内市町の半数以上が別々の場所に配置
- ④相談室の設置 「子ども家庭総合支援拠点」として、相談室を整備(令和3年度に国庫補助を受け整備している。現：庁舎1階 相談室K)

こども家庭センターの一体的な体制におけた今後の方向

当面、家庭児童相談室は庁舎、母子保健係はなごやかセンターで業務を行ってまいります。

連携強化を目指した合同ケース会議の開催や、支援力向上のための研修等への参加などを行うと共に、適正な人員配置等に向けた人事担当との協議を重ねつつ、一体的な支援・機能強化に向けて工夫を行ってまいります。